

2024年度「一般コース」奨学生募集要項

1. 趣旨

公益財団法人地域育成財団は、経済的事由により就学が困難な者に対して奨学金の給付を行うことにより、地域社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的としています。

具体的には、日本国内の地域創生または一次産業に関連のある学部・学科に在籍する学生あるいは地域創生または一次産業に興味・関心のある学生に対して経済的な支援を行うことにより、未来の活力ある地域社会の形成に寄与する人材の育成を目指しています。

今年度より「指定校推薦コース」を新設し、募集定員50名程度のうち本財団が指定する学校からの推薦と、従前どおりの方法にて募集する「一般コース」としました。

当該募集要項は「一般コース」に関して定めています。

なお、両コースへの併願は可能ですが、共に選考を通過した場合、採用は片方のみとなります。

2. 応募者の資格

日本国内に居住する者で、日本国内の短期大学、専修学校、大学又は大学院の地域創生に関連のある学部・学科に在籍し、地域創生または一次産業に関わる学問を学ぶ学生あるいは地域創生または一次産業に興味・関心のある学生で、次の各号のすべてに該当する者が対象となります。

なお、本財団の奨学金給付は、短期大学、専修学校、大学又は大学院卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

- ① 日本で学ぶ日本人学生及び外国人留学生で、応募時点で満25歳以下の者
- ② 経済的に恵まれず、修学が困難な者
- ③ 親権者（または未成年後見人等）の同意を得ている者又は親権者に準ずる推薦人の推薦を受けている者
- ④ 本人及び生計を一にする家族が、反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと。

3. 奨学資金給付期間

奨学生として採用されたときから在籍する学校の正規の修学期間です。
(最大4年間)

4. 奨学金給付額

年間36万円です。(返済不要)

5. 募集定員

一般コース：35名程度を予定しています。

※指定校推薦コース15名程度、合計50名程度を予定しています。

6. 他の奨学金制度との併願・併給

自治体の育英事業奨学金制度、独立行政法人日本学生支援機構の奨学制度、他団体が実施する奨学金制度との併願・併給は認めますが、出願申請書類に明記願います。

7. 応募の方法

(1) 本財団ホームページ上の応募フォームより申請してください。ただし、応募は本人からに限ります。

(2) 提出書類（個人情報適切に管理し、選考目的以外で使用しません。また、提出頂いた書類は返却いたしません。）

<一次選考>（応募フォームに入力およびアップロード）

① 奨学生申込書（写真付）

② 指定課題 「地域創生に関して在学中に何を学び、将来どの地域で何をしたいか」
(800字～1200字程度)

※チャットGPT等を活用した応募は不可

③ 個人情報の取扱いに関する同意書

※ 場合により、WEBによる面接を実施いたします。

<二次選考>（一次選考を通過した方）

① 在学証明書

② 世帯全員が記載された本人の住民票

③ 生計を同じくする父母等の所得証明書

※ 市区町村が発行した2023年1月1日から2023年12月31日までの所得に基づく課税証明書、2023年分の確定申告書の写し、生活保護受給証明書等、奨学生申込書に記載した世帯収入の根拠となる書類を本財団の指定する方法により提出してください。

④ 親権者（または未成年後見人等）の同意を得ている者又は親権者に準ずる推薦人からの同意書

8. 申込期間（予定）

2024年4月9日（火）～2024年5月31日（金）

9. 選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会による一次選考及び二次選考を経て候補者を選考し、本財団理事会において承認の上決定いたします。

なお、一次選考および二次選考の過程で面接させて頂く場合があります。面接は、WEBおよび対面による方法で実施いたします。

10. 結果通知

合格者に対して、一次選考結果は2024年9月中旬、二次選考結果は2024年10月中旬を目途にメールにて通知いたします。但し、選考理由等には一切お答えいたしかねます。

11. 奨学金支給確定後の手続き

奨学生に採用された者は、下記の書類を本財団の指定する方法により提出してください。

提出期限：2024年10月中旬～2024年10月下旬（予定）

- ① 誓約書
- ② 振込口座届出書（応募者本人の日本国内の金融機関口座）

12. 支給方法

奨学金は年2回に分割し、2024年11月上旬（予定）に4月から9月までの6か月分（180,000円）を、2025年3月末に10月から3月までの6か月分（180,000円）を振込みます。ただし、日本国内の金融機関、かつ本人名義の口座に限るものとし、次年度以降の振込時期・振込口座も同様といたします。

13. 受領書の提出

奨学金受領後に受領書を本財団の指定する方法により提出願います。

14. 採用後の奨学生の義務

奨学生は学業に励み、適正な生活と言動を心がけるとともに、下記の各号を履行してください。

奨学生の義務を履行していないと判断された場合は、奨学金の休止または停止等となる場合があります。

(1) 行事・面接等への参加

本財団企画の行事・面談への参加および取材・撮影、記事執筆等の依頼について、特段な理由がない限り協力をお願いします。協力できない場合は本財団の定める方法にて理由を報告してください。

(2) 報告

本財団の指定する時期（年2回）に、在学証明書及び活動状況報告書（本財団所定様式）について、本財団の指定する方法により提出してください。ただし、卒業の年度末に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出すると共に、卒業後の進路や就職先等についてご報告ください。

また、奨学金受給期間において近況報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 届出事項

休学、転学、転部、退学、長期欠席、停学、留年、15日以上短期留学、その他の処分、氏名・住所・メールアドレス等の変更が生じた場合は、遅滞なく届出書を本財団の指定する方法により提出してください。

15. 奨学金の打ち切り、返還請求

奨学生が下記の各号の一に該当すると認められる場合には、理事会の決議により奨学金の給付を打ち切り、または返還請求を求めることがあります。

- ① 奨学金の申請書に虚偽の記載があったとき
- ② 休学、停学、留年及び退学したとき
- ③ 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ④ 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- ⑤ 指定された書類を提出しないとき
- ⑥ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- ⑦ 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
- ⑧ 奨学生の義務を履行していないと判断されたとき
- ⑨ その他奨学生として適当でない事実があったとき

16. 辞退

奨学金を必要としない事由が生じた場合又は奨学金の資格要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく届出書を本財団の指定する方法により提出してください。

17. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た個人情報は、奨学給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。
- (2) 奨学給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、内閣府へ報告いたします。

18. 応募書類送付先・連絡先

公益財団法人地域育成財団 事務局

〒170-6010 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

サンシャイン 60-10F

TEL: 03-5928-5040

MAIL: info@chiiki-ikusei.com